

研究報告

J A士幌町における准組合員対応と地域貢献

北海学園大学 経済学部 教授 佐藤 信

一 はじめに

筆者らは、北海道地域農業研究所の自主研究において、北海道における准組合員に関する共同研究を行い、この三月に同研究所『北海道における准組合員の実態と対応方向に関する調査研究報告書』（二〇一九年三月）を明らかにしてきたところである。

この報告書で事例調査したのは八農協と多くはなく、またJAさつばろやJAあさひかわなど都市部を中心とする農協であった。しかし、これらの事例に限ってみても、農協准組合員の性格は様々であることが明らかとなった。加入資格要件や最低出資額、限度額などの規定も異なっており、准組合員対応も多様であった。これらの多様性は、いわゆる都市農協と農村部のそ

れとの差異から生していると考えられるが、准組合員への対応の違いといった農協の主體的な側面も挙げられた。したがって、北海道における農協准組合員の実相にアプローチするためには、まだまだ多くの事例にあたる必要があると考えられる。

二〇一六（平成二八）年四月に施行された改正農協法においては、准組合員の事業利用規制のあり方について五年間の検討期間が与えられている。残された期間は二年弱であり、各農協の准組合員対応の多様性についての情報共有も必要ではないか。

そこで本稿では、共同研究における調査先でもあったJA士幌町を対象として、同農協の准組合員の実態と対応について、まだ表面的なものにすぎないが紹介しようと思う（なお、本調査は二〇一八（平成三〇）年一月に実施した。頂いた資料、インタビュー内容はその時点のものである）。

二 J A士幌町の概要

士幌町は十勝平野の北部に位置する農村地帯である。総人口は六、一三一人（二〇一五年国勢調査）でありやや人口減少がすすんでいる町である。士幌町へは帯広市内から国道二四一号を車で北上すると、およそ四〇分弱で中心部に着くことができる。JA士幌町はこの士幌町を区域としている農協である。改めて述べるまでもないが、北海道そして全国における十勝農業の比重は極めて高い。例えば、十勝の小麦作付面積は全国の五分の一、馬鈴しょ作付面積は全国の約三割、小豆作付面積は全国の五割強を占めている（いずれも十勝総合振興局「十勝の農業」二〇一八年による）。この全国的にも有名な農業地帯において、士幌町は畜産産出額で十勝管内のトップ、耕種部門もあわせた農業産出額では管内二番目の地位にある（いずれも同上「十勝の農業」による）。

しかしここに至るまでの士幌町農業の努力は並大抵のものではなかった。かつて士幌町は「十勝で一番貧しい農村」と言われたが、「士幌の三羽ガラス」、すなわち秋間勇氏（獣医師）、太田寛一氏（士幌町農協組合長、ホクレン会長、全農会長）、

飯島房芳氏（士幌町長）たちの情熱と努力もあって、道内有数の農業地帯に発展を遂げて行くことになる。

とくに、馬鈴しょ加工施設を代表とする「農村工業」の推進。これは生産物に付加価値をつけるために太田寛一氏の時代から手がけられてきた事業である。また、肥育頭数が町村単位で全国一の水準である肉牛については、飼育施設（肉牛肥育センター、町内一八か所に設置）や、熟成堆肥施設（五施設）の設置によつ



▲士幌町の創立記念事業として建設された「農協記念館」



▲記念館の中の「太田寛一記念室」

て畜産農家の支援を行うとともに、地力増進のための活用もすすめている。

二〇一五年農業センサスによれば、一経営体あたりの経営耕地面積は四三・六四haで、十勝の平均的な数値（四一・六〇ha）に近いが、北海道の平均（二六・五一ha）よりもはるかに広い。

J A士幌町資料によると、地区内面積が二五、九六一haであるが、そのうち耕作面積は一四、四六〇haで、全て地目は畑地である。二〇一七（平成二九）年度末のJ A士幌町の正組合員戸数は四〇六戸である。販売総額は約四四二・四億円で、うち畜産物二八・七億円、牛乳八九・五億円、馬鈴しょ四二・一億円（J A士幌町資料）などとなっている。

三 J A士幌町の事業と組織の推移

（一）J A士幌町における事業の推移

図1は、一九九二～二〇一六年までのJ A士幌町の事業の推移である。貯金（信用部門、左の目盛り）をみると年々残高を順調に伸ばし八〇〇億円を超えている（二〇一七年度には九〇

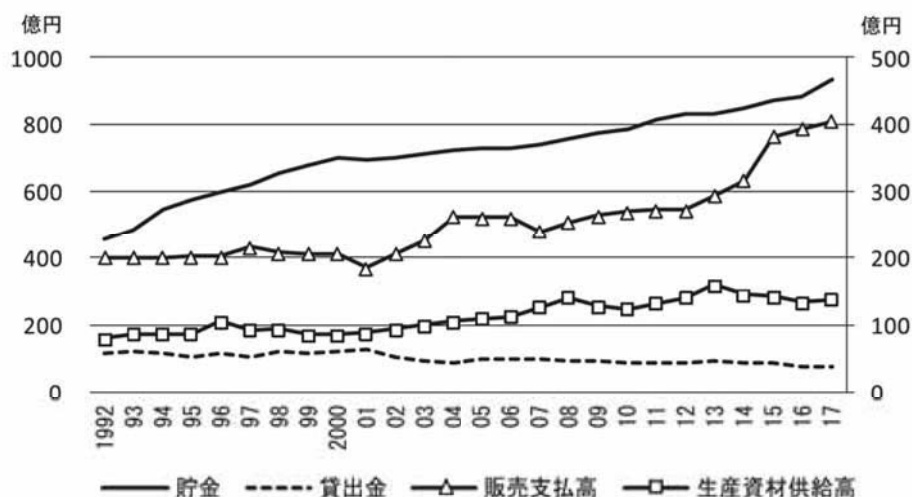


図1 J A士幌町の主要事業の推移

注) 貯金と貸出金は左軸の目盛り、販売支払高と生産資材供給高は右軸の目盛り
資料: J A北海道中央会「J A要覧」

〇億円を超える)。組合員戸数は四二二戸（二〇一五年）であるから、一組合員あたりの貯金残高が二億円を超えている。この驚異的な数値は、JA土幌町が貯金増強運動を長く行ってきた結果である。

JA土幌町には「一年おくりの農業」という言葉がある。

「一年おくりの農業」とは、当年の生産代金で翌年の営農生活ができるように営農・家計のための貯金を行うというJA土幌町独特の制度のことである。具体的には、営農貯金制度（一九五四年から実施）、家計貯金制度（一九六七年から実施）、備荒貯金制度（一九五五年から実施）、年金貯金制度（一九六二年から実施）などがあり、「通常総会議案」で信用事業における貯金の種類を見ると、普通貯金に並んで「別段貯金」という項目がある。ここに上の諸貯金を積み立て、二〇一七（平成二九）年度末では実に三〇〇億円以上も積み立てているのである。

なお、貸出金残高は約一〇〇億円で長く推移しているので、ここ数年の貯貸率を計算すると一〇％程度の値となる。この数値は北海道平均の二四％、全国平均の二二％（いずれも二〇一六年度の値）と比較しても極めて低い。

生産資材供給高は、ここ数年事業高が低下しているが、これは組合員全体の利用低減に努めた結果である。一〇〇億円をや

や上回る状況であり、内訳は飼料が約七〇億円、肥料が約一億円、農機具が約一四億円、農業が約九億円となっている（二〇一八年五月の通常総会議資料による）。

顕著な伸びを示しているのが、販売支払高である。これは近年の牛乳、畜産物の著しい伸びのおかげであって、とくに「しほろ牛」のブランド化、消費拡大の取り組みなどに努めている結果と推測される。

（二）正准組合員数の推移と加入要件

図2は正准組合員数と正組合員戸数の推移である（一九九二～二〇一六年）。正組合員は多少の増減を示しながらも漸減傾向にある。JA総会資料によれば、二〇一七（平成二九）年度末の正組合員は個人六〇九人と四二の法人組合員を合わせて六五一人。地区内の正組合員有資格者戸数は四〇六戸。また、准組合員は個人七八人、団体四の合計八二人である。

正准組合員の加入要件はどのようになっているか。定款によると、個人の正組合員は、①三〇アール以上の土地を耕作する農業を営む個人、②一年のうち一五〇日以上農業に従事する農民であって、いずれも住所またはその経営に係る土地または施

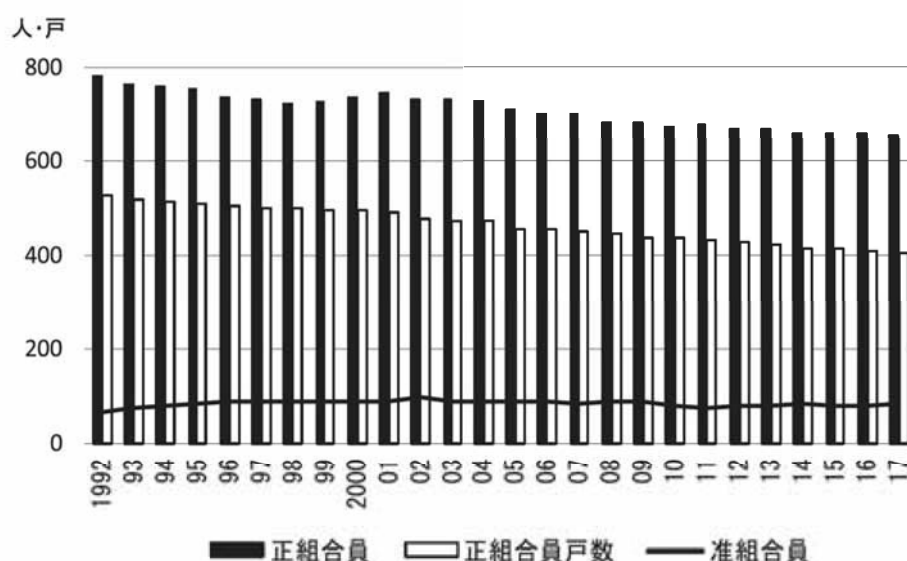


図2 JA士幌町の正准組合員数と正組合員戸数の推移

資料：JA北海道中央会「JA要覧」

設が組合地区内にあるものとなっている。法人については、常時使用する従業員数が三〇〇人以下かつ資本金または出資総額が三億円以下であることが要件となっている。

JA士幌町にあつては、農家戸数と正組合員数にやや差がある。これはいわゆる複数組合員制が取られているためである。

つまり経営者および経営委譲後の営農者で要件を満たしていれば、一戸で複数の組合員となることができる。

二〇一四（平成二六）年七月から正組合員の加入要件を拡大し、後継者と営農者の配偶者であっても要件を満たしているならば正組合員となることができるようにした。これは、次世代の担い手の育成とともに女性農業者のJA運営への参画を目指したものである。二〇一八（平成三〇）年一月現在、この要件での加入者は男性九名（後継者）、女性一名の合計一〇名と少なく、思ったほど増えていない。その理由は、正組合員となると賦課金として五、〇〇〇円の負担が生じることや、また女性役員への就任（の可能性）に消極的であることなどが考えられる。

(三) 出資金の状況

二〇一八（平成三〇）年一月現在の数値であるが、正組合員の出資金残高は約五六億九、三〇〇万円である。組合員戸数（その時点で四〇七戸）で単純に割ると、一戸あたり一、三九九万円となる。また准組合員についても同様の計算をすると、二七七万円程度となる。定款では一〇五、〇〇〇円で二〇以上の出資を義務付けているが、実際ははるかに多額の出資を組合員が行っていることが分かる。

J A士幌町の二〇一七（平成二九）年度の剰余金は、積立金、準備金および次期繰り越し剰余金にすべてが充てられている。一般に、協同組合

表1 J A士幌町の正准組合員の要件、出資金の状況等

区 分		正組合員	准組合員
要件	面積	30a	
	農業従事日数	150日	
出資金	出資1口金額	5,000円	5,000円
	出資金の上限	2億5千万円	2億5千万円
	組合員1戸当たり平均出資額	1,399万円	277万円
	出資配当の状況	出資配当はなし 購買事業の利用券（割引券）を配付	

注）J A士幌町資料により作成

の出資金については、配当を制限しない限り、ともすれば配当を目的に出資する組合員が出現するのではとの指摘がある。しかし、J A士幌町の組合員への収益還元方法は、小林国之氏が指摘したように、最終的な剰余金処分によるものではなく、事業の中で還元することにあるという（小林国之『農協と加工資本』日本経済評論社、一六三ページを参照してほしい）。

四 J A士幌町の准組合員の加入資格と動向

J A士幌町の准組合員加入資格は、「この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を使用することが適当と認められるもの」（定款）を始め五項目にわたっているが、基本的に地区内に住所や勤務地がある個人、地区内に住所を有する団体であれば准組合員となることができる。二〇一八（平成三〇）年一月では、個人七十七人、団体四の八一組合員であった。聞き取りによると現在の准組合員は離農者となっているという。二〇一七（平成二九）年度の准組合員の状況をみると、期首に七九（個人七五、団体四）人であったが、期中に四人の加入がある一方で一人の脱退（死亡又は解散）があり期末には八

二人となっている。この期には正組合員の資格喪失者（離農や経営縮小などと思われる）が六人いるので、これらの多くが准組合員となったのであろう。実際、二〇一七（平成二九）年六月に開催された通常総代会には、准組合員の半数（三九名）が実出席しており、協同組合運営への関心が高い。

准組合員の信用部門の利用は、貯金と共済がすべてである。融資は行っていない。貯金残高総額に占める准組合員の割合は九・二％程度（八五億円、二〇一八（平成三〇）年三月末現在）である。また共済については、契約件数、共済掛金いずれも、准組合員は一〇％弱である（すべてJA土幌町の資料による）。全組合員の一〇％弱が准組合員であるので、正・准組合員の割合と、ほぼ同じ割合の貯金・共済利用といえる。

五. 生活関連事業の展開

（一）AコープASPO（アスポ）の開店と効果

JA土幌町本所の隣にはAコープ土幌店ASPO（アスポ、以下「アスポ」）がある。アスポは二〇一七（平成二九）年二

月に新築した店舗である。テナントにレストランや薬局、クリーニングショップも出店しており総合スーパーに近い。店内には土幌町産の農産物の他、ポテトチップスを「箱買い」できるような積みあがっている。札幌のスーパーと比較しても生鮮食品などの価格に大きな違いは感じられない。しかし、平日に五ポイント、土日には八ポイントの利用割戻しを行っている点にインパクトがある。新築の効果もあり、二〇一七（平成二九）年度の供給高は一八億六〇九万円、対前年比で一〇八・三％と増加している。

アスポの他、生活購買部のある事業所は九地区内のうち六か所である。またガソリンスタンドも地区内に二か所ある。中士



2017年2月に新装オープンしたアスポ

幌事業所にはJ Aが経営するコンビニ（セコマ）が併設されている。ただし最近、近くに他社のコンビニが出店して競合が起きている。事業所の中には、事業利益を出していないところもあるが、アスボを含む生活事業全体では一八億一千万円（対前年比一〇・八・三％）の供給高であり、黒字を維持している。

（二）生活事業と地域貢献

これら生活購買事業の利用にあたっては、准組合員に加入する必要はとくにない。ただし、員外利用に対する規制がある。実態はどのようになっていのだろうか。

結論から言えば、J A士幌町として員外利用にはとくに対策をとっていないし、その必要は今のところないのである。というのも、アスボなどの生活物資の供給高は近年、約一六・一七億円で推移しており、二〇一七（平成二九）年度では、購買事業の総供給高一五六億円のうち生産資材供給高が約一三八億円、生活物資総供給高が一八億円である。仮にアスボ利用額の半分が員外利用によるものとしても、購買品の総供給高の割にも満たないことが分かる。したがって、農協法第一〇条にある、員外利用を「利用分量の五分の一を超えることはない」よ

うにすべしといった規定を十二分に満たしているのである。

むしろ積極的に評価する必要があるのは、農村集落における事業所、店舗の維持、高齢者への配達によって、組合員だけではなく地域住民のライフライン機能を果たしていることである。事業的には全ての店舗が黒字という訳ではない。また、セコマの形態を利用するなどすべて自前で賄っている訳でもない。それでも不算店舗の閉鎖などで、地域住民が買い物難民化することがないように配慮している。さらに、事業所長が配置されることによって、地域住民への人的存在、安心感を与えている点が大い。こうした諸点は、農協の地域貢献の重要な活動内容といえよう。

六 おわりに

以上のように、J A士幌町では堅固な農業基盤に基づいて、准組合員そして地域住民への対応をすすめている姿が見えてきた。最後に、准組合員の事業利用規制をめぐるいくつかの論点を確認しながら、J A士幌町の実態のもつ意味を考えてみたい。まず、農協組合員に占める准組合員が八割を超えている北海

道の状況にもかかわらず、JA士幌町の准組合員が全組合員の
一割程度に過ぎないことの意味である。それは、JA士幌町に
おいては購買事業総額に占める生活物資事業額の比重が低い
で、わざわざ加入を促進しなくても良かった点が指摘できた。
他方、農業基盤の確立が弱い都市農協などにあつては、地域住
民を准組合員にすることで員外利用規制の基準（購買事業であ
れば事業額の二割）をクリアしようとしている。この状況が、
「員外利用規制」や准組合員の事業利用は正組合員の二分の一
を超えてはならない等の議論を呼んでいる。しかし、そもそも
多様に存在する農協に一律の規制を加えることは妥当なのかど
うか。JA士幌町の事例は、「農協改革」の名の下に、准組合
員制度の見直しを一律に科そうとする論調へ一石を投ずること
になると考えられる。

次に、経済事業と信用事業との関連である。「農協改革」で
はよく信用・共済分離論が唱えられる。JA士幌町の幹部は、
「信用と営農は両輪。片肺は考えられない」と断言する。確か
に、組合員の営農の結果として得られた剰余の多くを積立金と
しているし、個々の組合員も次年度の営農に必要な部分を貯金
しているという当然の意識がある。そこには、長年にわたる
「農協文化」が培われてきたと考える。そこに、安易に分離論

を適用しようとするのは、全くの暴論である。

最後に、農協生活購買事業による地域貢献が、組合員とくに
次世代の担い手に浸透しているかどうかという問題である。

「昔の人は俺たちがJAを作ったという自負があった」とはJA
士幌町幹部の述懐であるが、JAはただの取引先ではないこ
とを次世代の若者にいかに理解してもらつか、いずれの協同組
合も抱える悩みであろう。農協には農業者のためだけでなく、
地域社会・経済に果たしている大きな役割があることを、組合
員、特に次世代の担い手や役職員自らが強く認識する必要があ
ろう。

「農協の自己改革」がすすめられており一定の成果が見られ
ている。それに加えて、農協の地域貢献に関する学習活動もす
める必要がある。「農協のサポーターづくり」のためにも協
同組合教育は非常に重要な課題となろう。